

花園大学任期付教員に関する規程細則

制 定 2006（平成18）年12月7日

一部改正 2013（平成25）年4月1日

一部改正 2015（平成27）年4月1日

（目的）

第1条 この細則は、「花園大学任期付教員に関する規程」第2条に基づく教員（以下「任期付教員」という。）に関する必要な事項を定める。

2 任期付教員の任用、職務、給与等については、別に定める場合を除いて、この細則の定めるところによる。

（任期付教員の職位）

第2条 任期付教員の職位は、次のとおりとする。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師

（所属及び職務）

第3条 任期付教員は、学部（学科・課程）に所属し、本学の教育・研究に従事する。

2 任期付教員は、任期を定める以外は、原則として専任教員と同等の権利・義務を有するものとする。

3 任期付教員の持ちコマ基準は、専任教員と同等のものとする。

（職務の追加・削除）

第4条 任期付教員の職務については、前条の規定にかかわらず、任用時の労働契約により追加又は削除することができる。

（任用の手続き）

第5条 任期付教員の任用に当たっては、「教員人事委員会規程」及び「教員選考基準に関する規程」を準用する。

2 任期付教員の任用は、別に定める契約書をもって行う。

（任用期間）

第6条 任期付教員の任用期間は、4年以内とする。

2 任用期間については、前条第2項の契約書に明記する。

- 3 任用開始時期は、原則として4月1日とする。
- 4 任期付教員は、任用期間終了時に退職する。

(職務専念義務)

第7条 任用期間中は、専任教員としての職務に専念するものとする。

(年齢による任用期間終了)

第8条 任期付教員が任期途中に満65歳となる場合は、当該年度の年度末をもって任用期間が終了するものとする。

(就業条件)

第9条 任期付教員の就業条件は、本学の就業規則、給与規程、専任職員退職金支給規程及びその他関連諸規程の定めるところによる。ただし、任用期間は、第6条の定めるところによる。

(研究条件)

第10条 任期付教員の研究条件は、次のとおりとする。

- (1) 個人研究費については、専任教員と同等の扱いとする。
- (2) 任期付教員には、研究室を与える。
- (3) 任期付教員には、「在外研究員規程」「学外資金による大学専任教員の外国留学等の取扱内規」は適用しない。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、2006（平成18）年12月7日から施行する。
- 2 この細則は、2013（平成25）年4月1日から施行する。
- 3 再任用される者の手続きについては、「教員人事委員会規程」及び「教員選考基準に関する規程」を準用し、別に定める契約書をもって行う。
- 4 この細則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。